

要件 4 母子感染でないことの証明  
(母親用または母親死亡の場合の兄弟用)

弁護士法人みお綜合法律事務所  
電話 06-6348-3055

検査のお願いと趣旨のご説明

B型肝炎の給付金請求において、母子感染の可能性を否定するために、患者の母親又は母親が死亡の場合は兄・姉について、B型肝炎ウイルスの持続感染者でないことの証明として、下記項目の検査が必要となりますので、実施にご協力いただきますようお願いいたします。

以下の項目について、2つとも検査の上、検査結果を別紙回答書にていただきますようお願いいたします。また、当該検査結果の原データの提出を求められていますので、検査機関より送付された検査報告書(写しでも可)をご交付ください。

B型肝炎ウイルスに関する抗原および抗体の検査項目

① HBs 抗原

② HBc 抗体

※ HCV 抗体 (C型肝炎検査) は不要です

※ Ig-M HBc 抗体ではありません。

2項目とも実施をお願いします

※ HBc 抗体の検査方法について

HBc 抗体が陽性の場合には、「高力価」かどうかを判断する必要があります。高力価判定の基準のある以下の方法で検査をお願いします。

・ CLIA 法 (推奨)

CLIA 法による検査に対応できない場合には、お手数ですが、別紙の回答書に、検査方法、検査試薬・メーカー名をご記入ください。

なお、CLEIA 法の場合、シスメックス社の「HISCL HBc Ab 試薬」は高力価基準がなく、不可となります。

× シスメックス社 HISCL HBc Ab 試薬

○ 富士レビオ社 ルミパルスプレスト HBcAb III・ルミパルス HBcAb-N・ルミパルス II HBcAb



要件4 母子感染でないことの証明 (新規実施の場合)

検査結果報告書の貼付用紙

回答書記載の血液検査結果報告書の貼付をお願いします。